

八幡市簡易型放射線量測定器貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する簡易型放射線量測定器（以下「測定器」という。）を市民等に貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 測定器の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 市内に土地又は建物を所有する者

2 前項の規定にかかわらず、過去の貸出しにおいて第9条第1項の規定に違反したものは、貸出しを受けることができない。

(貸出し期間)

第3条 測定器の貸出し期間は、3日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出し台数)

第4条 測定器の貸出し台数は、1回につき1台とする。

(貸出し料)

第5条 測定器の貸出しは、無料とする。

(申請)

第6条 測定器の貸出しを受けようとするものは、運転免許証、健康保険証その他の申請者本人であることが確認できる書類を提示したうえ、申請書を市長に提出するものとする。

2 第2条第3号に該当する者は、前項の書類のほか、土地又は建物を所有していることが確認できる書類を提示しなければならない。

(貸出し許可等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、測定器の貸出しを行うものとする。

2 第2条の規定にかかわらず、市長は、災害その他の特別な事情がある場合は、貸出しを行わない。

3 前項に規定する場合において、既に貸出しを行っているときは、市長は、測定器の返却を求めることができる。

(使用者の義務)

第8条 前条の規定により測定器の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、測定器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（禁止事項等）

第9条 使用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 測定器を市外で使用すること。
- (2) 測定器を営利目的に使用すること。
- (3) 測定器を特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動に使用すること。
- (4) 測定器を第三者に転貸し、又は担保に供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が禁止する行為

2 使用者は、前項の規定に違反したときは、直ちに測定器を返却しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか測定器の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。